

○東京都市大学内部質保証方針

平成 27 年 5 月 18 日
制 定

改正 平成 28 年 7 月 18 日

東京都市大学(以下「本学」という。)は、本学の理念・目的に基づき、教育・研究目標及び各種方針を実現するため、以下の方針を定め、内部質保証を推進する。

- 1.本学は、学則第 1 条の 2(本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。)の定めに基づき、全学的な取り組みとして、主体的に自己点検・評価を行うものとする。
- 2.自己点検・評価は、公益財団法人大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目等に準拠して、年度ごとに実施し、現状を把握、検証及び分析することによって、本学の特性、長所、課題及び問題点等を明らかにする。
- 3.自己点検・評価は、外部有識者、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者から客観的な意見を聴くことにより、幅広い視点に立って実施するものとする。
- 4.自己点検・評価の結果、教育・研究を中心とした諸活動について改善が必要と認められた場合は、真摯な姿勢で自律的に改善に取り組まなければならない。また、全学的な課題等が明らかになった場合は、東京都市大学中長期計画(アクションプラン 2030)や各種の取り組みに適切に反映させることによって本学の改善・改革を着実に推進するものとする。
- 5.自己評価・教員業績評価委員会は、本学における自己点検・評価のあり方に関する検討を行うとともに、この方針の達成状況について定期的に検証を行うことにより、内部質保証システムの維持・向上を図るものとする。また、自己点検・評価活動について、全ての教職員が理解・共有するための浸透を図る。

付則 (平成28年7月18日)

この方針は、平成28年8月1日より施行する。